

広島県告示第五百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県庄原市市町、同市上原町、同市掛田町、同市七塚町、同市三日市町及び同市田原町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
掛田（一三〇二二―四）	急傾斜地の崩壊	掛田（一三〇二二―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
上組（一三〇一六）	急傾斜地の崩壊	上組（一三〇一六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
市（四二三六）	急傾斜地の崩壊	市（四二三六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
市（四二三六―一）	急傾斜地の崩壊	市（四二三六―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
市（四二三六―二）	急傾斜地の崩壊	市（四二三六―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
市（四二三六―三）	急傾斜地の崩壊	市（四二三六―三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
市（四二三六―四）	急傾斜地の崩壊	市（四二三六―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
金佐谷（二三〇二〇―二）	急傾斜地の崩壊	金佐谷（二三〇二〇―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
掛田（一三〇二二―三）	急傾斜地の崩壊	掛田（一三〇二二―三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
掛田（一三〇二二―二）	急傾斜地の崩壊	掛田（一三〇二二―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法

〇二二一一二 隱地(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	〇二二一一二 隱地(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〇二二一一一 隱地(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	〇二二一一一 隱地(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一七 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一六 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一六 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一六 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一五 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一四 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九) 田原(四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	九) 田原(四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一四 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一三 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一三 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一二 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇二〇一二 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三〇二〇一一 金佐谷(一三〇二〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六) 市(四二三 六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	六) 市(四二三 六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四〇一三一 上原(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	四〇一三一 上原(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四〇一一一 上原(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	四〇一一一 上原(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四一一一 掛田(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三四一一一 掛田(四二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〇二二一一一 掛田(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	〇二二一一一 掛田(一三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

熊野(三七 六二一六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	熊野(三七 六二一六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
熊野(三七 六二一七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	熊野(三七 六二一七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
北後迫(五 四〇四隣c)	土石流	次の図のとおり	北後迫(五 四〇四隣c)	土石流	次の図のとおり
北後迫(五 四〇四隣b)	土石流	次の図のとおり	北後迫(五 四〇四隣b)	土石流	次の図のとおり
北後迫(五 四〇四隣a)	土石流	次の図のとおり	北後迫(五 四〇四隣a)	土石流	次の図のとおり
北後迫(五 四〇四)	土石流	次の図のとおり	北後迫(五 四〇四)	土石流	次の図のとおり
明神瀬(九 三二〇)	土石流	次の図のとおり	明神瀬(九 三二〇)	土石流	次の図のとおり
中原(九三 二一一二)	土石流	次の図のとおり	中原(九三 二一一二)	土石流	次の図のとおり
中原(九三 二一一一)	土石流	次の図のとおり	中原(九三 二一一一)	土石流	次の図のとおり
中原(九三 二一隣a)	土石流	次の図のとおり	中原(九三 二一隣a)	土石流	次の図のとおり
中原(九三 二一隣b)	土石流	次の図のとおり	中原(九三 二一隣b)	土石流	次の図のとおり
上組(九三 六八隣b)	土石流	次の図のとおり	上組(九三 六八隣b)	土石流	次の図のとおり
上組(九三 六八)	土石流	次の図のとおり	上組(九三 六八)	土石流	次の図のとおり
多穂の市(九 三六九)	土石流	次の図のとおり	多穂の市(九 三六九)	土石流	次の図のとおり
倉組(九三 七〇)	土石流	次の図のとおり	倉組(九三 七〇)	土石流	次の図のとおり
森谷(九三 七一)	土石流	次の図のとおり	森谷(九三 七一)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。